

明治初期の歌御会始の国民の詠進

——『同風集』をめぐる——

中澤 伸弘

一

新春の宮中恒例の御行事の一つである歌御会始の御儀は、古くからの我が国風の行事として行なはれてきた。明治維新後もその伝統を尊重しつつ継続され、明治二年には京都御所、清涼殿での最後の御儀が行なはれ、翌三年からは東京での実施となつた。国民の詠進については明治五年には判任官までの詠進が認められ、明治七年には勅題を「遍く衆庶ニ賜」ふこととなり、「各府縣に達し、随意詠進せしめ」また一般国民からの詠進を允許され、その詠進歌が天皇の観覧に供されることとなつた。⁽¹⁾さらに明治十二年からは御式を改め、詠進歌の中から預選歌を採り、歌御会始の御儀にて御前において披露せしめられることとなり、様式や名称に多少の変化があつたものの爾来今日に及んでゐる。ここにおいて皇室と国民とを歌で結ぶといった君民一如の

形が整つたのであつた。従前、歌御会始は天皇を中心とする公家社会の中における公的な文化行事であつたものを、国民統合の中心としての天皇の御儀と言ふ形の表象として行なはれるやうになつたのであつて、そこには勅題の頒布と国民からの詠進といった制度の制定が大きな意味と役割をもつことになつたのである。『明治天皇紀』はそのことを

詠進披露は、皇族及び大臣・参議・宮内官並びに所役等少数の人に限られしが、一般臣民の詠進中優秀なるもの五首を選びて之を披露せしめたまふ。

と述べてゐる。またこのやうなことを受けて国民が詠進した数については明治七年には四〇三九首、八年、九年とも三三〇九首、明治十年には、三二七〇首であつたと『明治天皇紀』に記されてゐる。

しかしこの詠進について、明治の初期には全国に亘つて、

どのやうに詠進され、またどのやうな人物が歌を献じたかを知る資料は少なく、その実際は不明であり、僅かに明治十一年、十二年に詠進された歌を纏めた『同風集』が編まれてゐるに過ぎない。本稿はこの『同風集』の出詠者を検討することで、明治初期の国民詠進の一端を考へてみたと思ふのである。

二

『同風集』については、福井久藏の『大日本歌書綜覧』に「明治十一年御會始の献詠三千首を同年宮内省の允許を得、近藤芳樹に序を請ひて、飯山綱之助が蔵々堂^(ママ)にて出版せるもの」「二集 明治十二年御會始新年祝言の歌約三千首を伊藤博文の題言を載せ、飯山綱之助の出版せるもの。天地人の巻には長歌も多く収めたり」(下巻七四四頁)とあり、小泉菱三の『明治大正歌書綜覧』にも同様な記載がある。即ち、明治十一年の歌御会始めに詠進された歌を纏めた初編と、同じく十二年の歌御会始めに詠進された歌を纏めた二編との、二つが木版和装本として刊行されてゐる(架蔵)。それ以後はどうしたことか、刊行されなかつたやうである。両編とも洋々堂主人飯山綱之助が編輯刊行をしてゐる。

初編は上中下三冊。表紙裏(扉)に、「明治十一年一月

御會始 同風歌集 全三冊 東京洋々堂蔵版」とあり本書が歌御会始の詠進歌集であることを示してゐる。ついで「勅題 鶯入新年語 明治十一年 杉華書」と言ふ揮毫があり、その次に明治十一年三月の近藤芳樹の序文が五丁に亘つてある。芳樹は当時宮内省の文学御用掛であり、この年の歌御会始の点者兼題者を勤めてゐる。その次丁に、明治天皇のこの時の御製「新らしき年のほぎごとといふ人におくれぬけさの鶯の声」を半丁に掲げ、ついで皇后宮の御歌「まつりごとおたらぬ世と鶯も年の初音をいそぐなるべし」をこれも裏半丁に書き、次の丁から歌が記され、一品親王熾仁、陸軍大将兼議長二品親王熾仁、二品親王妃薫子、二品親王晃、参議兼内務卿従三位大久保利通、宮内卿兼一等侍補正二位徳大寺實則、式部頭従三位坊城俊政の歌が載る。さらに所役として題者兼点者、正二位三条西季知以下、福羽美静、高崎正風、近藤芳樹他六人、また召歌として税所敦子、飯田年平、松山松根、渡忠秋といった人物の歌を収める。その後に丁を改めて詠進歌(一丁十二首)となり、脇坂安斐、加部巖夫、以下主に華族の詠進歌、続いて国民の詠進歌が載せられてゐる。巻末には刊記として「校合 毛利千秋 大平相治」「出版兼編輯人 第五大区七小区 上野町壹丁目十四番地 飯山綱之助」とあり、最後に洋々堂主人飯山綱之助の跋文がある。

二編も上中下の三冊仕立てである。表紙裏(扉)に、「明治十二年一月御會始 同風歌集 二編三冊 東京洋々堂藏版」とあること初編と同じい。ついで「勅題 新年祝言

明治十二年初春」の伊藤博文の題辞があり、その次に明治天皇のこの時の御製「新玉の年もかはりぬけふよりは民のこゝろやいと、ひらけむ」を初編同様に半丁に掲げ、ついで皇后宮の御歌「日の御旗たかくか、げて國民のあふぐや年の光りなるらむ」をこれも半丁に書いてゐる。ついで次丁から一品熾仁親王、陸軍少将兼議定官二品勲一等嘉彰親王、二品親王頼子、右大臣岩倉具視、宮内卿兼侍補徳大寺實則、読師従一位中山忠能以下發声、講頌といった所役の十二人の歌を収め、その後この年に新たに定められた撰歌として権少教正従五位金子有郷ほか、このたびの預撰に与かつた五人(正五位林信立、権命婦平尾歌子、加部巖夫、小出榮)の歌が掲載されてゐる。その後に、皇族として熾仁親王、晃親王、朝彦親王、薫子、郁子、とあり、福羽美静、近衛忠熙ほか華族の詠進歌を一丁十二名づつ、また國民の詠進歌が載せられてゐること初編と同じい。最後に洋々堂主人飯山綱之助の跋文があり、また巻末には刊記として「校合兼筆者筑前國人 毛利千秋 校合補助東京 大平相治」「出版兼編輯人 東京下谷区上野町壱丁目十六番地 飯山綱之助 売捌人 同北豊島郡地方橋場町 吉田久蔵」

とある。吉田久蔵は江戸以来の書店浅倉屋のことである。

三

本歌集の編輯刊行についての委細は初編の近藤芳樹の序文、並びに飯山綱之助の跋文に明らかなので、長いが次に引用する。近藤芳樹はこの時文学御用掛であつたことは先に述べたが、明治十三年に八十歳で逝くのであつて、これは最晩年のことにあたる。

近藤芳樹序文

今の すめらみこと、天のしたしろしめし、より、明らかに治まるてふ御代の名しるく、塩沫のとどまるはて、谷蟻のさわたるすゑまで、ことごとくまつろひ従ひたりしかば、柳の宮の長くつゞきし糸の乱れをはらひのぞき、春の雨ふるくたえにし日ぢりのむかしの例を起し、まつりごち行はせ給ふまゝに、ひむかし西の京、三十あまりの県にみことありて、あら玉とのしの始ごとに歌を奉らしめ給へるが、はやくあまたの年をかさねて、かずいとおほくつもりにけり、しかありしよりこのかた、よし野の川にさでさして、時のすめるをよそに見るしれ者もなく、筑波のふもとにこがくれて、しげきもかげを思はぬすね人もなくて、おほかたみなおほやけのみおもむけのまにまに、治まれる

御代をたのしみつゝ、岐にうたひ里にことほぐ、歎びの声のみなれば、いかでかこれを省のうちなる文櫃の底におしこめて、しみのすみかとなしつべき、請ひおろして、世の人のあまねくしるべく、摺本になしてむと、飯山綱之介そのよしおほやけに奏して、かくは物したるなりけり、おのれこれが序書くにつれて、ひとわり読み、るに、詞の鄙びたるをも改めず、辞のたがへるをも引きなほさで、ありつるまゝをかうつせりとみゆるは、あまりにしどけなく、そゞろはしきしわざと思はるゝ物から、中々に筆を加へ、添へも削りもたらむには、作者の心の誠のたがへる事も出来ぬべければ、綱之介のおもひはかり、いとおむかしくこそありけれ、あはれすめらみこと、ひるは高殿のうへに烟を望みて、かまどの賑はるをみそなはし、よるはおとゝのうちに、御衣をぬぎて、こゝゆる民を憐れませ給ふおほみこゝろを、おのづから傳へ聞つゝ、西の洋の國主さへ譯を重ね、睦びをいる、時にしあれば、まして内國の民にして、いかでか御代祝ひの言の葉なかるべき、猶ゆくすゑも、まつち山の松の葉の如く、唐崎のいほつゝどひ、かずもしられずあつまりなんものぞと、千とせをかけてことほぎたてまつるになむ、

明治の十まりひと、せの三月

近藤芳樹謹識

この序文からは幾つかのことどもが伺へる。まづは、歌御会始の国民の詠進が「治まれる御代をたのしみつゝ、岐にうたひ里にことほぐ、歎びの声」であると言ふ考へである。天皇が年初に国民の声を歌を通じて聞こし召すことに歌御會始の御儀の重要な点があると指摘するのである。それゆゑに国民から詠進された歌を、宮内省の文櫃の底に埋もれさせるのではなく、広く国民に印刷した本として弘通させるべきであり、このことを飯山綱之助がお願いしたのでその許可がおりてこのやうに印刷して広く国民に頒布、知らせるのだ、と言ふのである。この宮内省の允許の件は綱之助の跋文にもあるので、次に挙げておく。

此歌集は璞の年毎に内裏にものし玉ふなる御歌会に国内の人々の詠て大君にさゝげたてまつりしなりけり
さはあれこは世におほやけならざりしをこたび 吾儕
ら世の文雅士のためにおほやけならんことをこひはべ
りければ ことしなむはじめてこのみゆるしをえて
こゝに梓にのほすことゝはなりぬ しかはあれどこの
集はそが歌のよしあしを撰りもてあげつらふにはあら
ず、たゞ下し給はりし筆のまゝを謄写し桜木に彫らせ
つれば この集読む人々はそのほどほどのちからと見
給ひね こふあつめもて木に彫し歌三千首ばかりにし
て 巻はや三巻とはなりぬ されば猶残れるものは拾

遺となし再びみゆるしをえてこれかしりへにものすなり

吾儕はいふもさらなり 原稿の歌にもうつしのあやまりもあなれども そはやむことをえざるに出るものにしあれど みむ人々かつはその歌ぬしの人よ その過をゆるし給ひてよ

明治十一年三月末つかた 洋々堂のあるじしるす

これによる本歌集のこれらの詠進歌の出所は「おほやけ」であり、歌は宮内省から貸与されたものであり、その写し過ちを危惧してもゐる。この詠進歌の掲載の順序は宮内省による発表の順なのであらう。また編輯の都合で全てで三千首ほどある詠進歌のうち、掲載できなかったものもあり。それについては拾遺を編むつもりがあると述べてゐる。このことは二編の跋文にも同人が書いてゐるのでここに載せておく。

去年はじめてみゆるしを得て梓に鏤め世に公にせしことゝもは 国内の人々も識賜ふらめ さて今年も内裏の御歌会にもし給ふ詠歌をもて第二編として桜木にふた、び彫らせつ

さてこのうた三千首ばかりありけれども巻のかず三冊とかぎりぬれば 尚ひき残るところは付録となしあらはさんとす さればこの歌の躰しらべは初編にあげつ

らふがごとし 其よしあし吾儕が責にあづかるところにあらずとなん

明治十二年首夏 洋々堂主人識

残念ながら拾遺は編輯されなかつたと見えその全体を表してはゐないが、当時の歌御会始の詠進歌について考察するにはこれでも充分と思はれるのである。

四

前項で指摘したやうに、同風集の編纂に宮内省（文学御用掛）が関与したのなら、その事が御歌所（文学御用掛）の記録にあるはずである。現在、宮内庁の書陵部には明治八年以来の『御歌所日記』（文学御用掛日記を含む）がある。これは毎日の記録ではあるが、明治初年のものの内容は詳細ではなく、日直名と「近藤芳樹依所^{（よ）}勞不參」と言ふやうな欠勤事項が主で、他に月並みの歌題やら短冊などの物品購入の記載がある程度である。殊に『同風集』初編に關係する明治十一年二月十九日から三月六日、同年八月三十日から九月六日の部分が不開示となつてゐる。

開示されてゐる明治十一年の日記を見ると、そこには『同風集』初編に関する記載はみえないが、十二年の日記の三月十日条には二編に関する次のやうな記載がある。

一、飯山綱之助書以 御歌會始之歌 寫取相願候二付

本省へ伺候所 為寫取不苦旨和田義比申聞候ニ付
本日ヨリ相渡

これは三月十日に、『同風集』二編出版のために飯山綱之助が歌御会始の詠進歌の写し取りを願ひ出たことが許可されたことを示したものである。和田義比は宮内省の庶務課の人物である。³⁾このやうな記載があることから察して初編についても必ずや届け出がなされたはずであるが、その記載は残念ながら明治十一年の二月から三月にかけての開示の部分にあるのではないかと思はれる。

ところで飯山が願書を出す以前の、十二年の二月二十五日条には「新年祝言歌集仮写本出来ニ付上局へ差出ス」とある。この「新年祝言歌集」を歌御会始の歌集と考へると、各地から届いた歌稿を纏めたものが二月の末に出来てゐたことがわかる。『同風集』編纂の為に飯山が借用したものはこのやうに一冊に纏められてゐた歌集であつたのだらう。ついで九月廿二日条には次のやうにある。

東京府平民飯山綱之助同風集三部高崎正風ヨリ伝献

外ニ忒部 并十一年一部 掛り合差出候

これによると借用した歌稿をもとに『同風集』二編が編輯され、この九月二十二日に高崎正風を通じて宮中に献納されたことがわかるのである。またこの時には昨年刊行された初編も一部併せて献納されてゐる。

以上のことから『同風集』二編は三月に歌稿が貸し出され、筆耕、版木彫り、刷り立てを経て、九月下旬には刊行されたことがわかる。またこの件に関し、宮内省は歌稿の貸し出しを「不苦」として扱つてゐたのであつて、前項の近藤芳樹の序文に書かれてゐたことが証明された事となる。実はこのやうな歌集の編纂刊行はこれ以前にもあつたやうである。同日記の明治十年一月十四日条に「一、濱町二丁目十一番地 松邨春輔新年御歌會始之詠進歌集上木発売願書差出候」と見える。松邨春輔なるものから「新年御歌會始之詠進歌集」を刊行発売したいとの願書があつた事を記してゐる。これは『同風集』初編刊行に先する一年前のことであつた。この年はこの四日後の一月十八日に歌御会始が行なはれ、その日に「一、松村春輔新年御歌集上木願書 本省へ差出候 方今然旨申談相返候」と記載されてゐる。宮内省はこの願書を許可したのであつた。しかしこの編輯刊行は随分と手間がかつたとみえて十一月十日に再び「一、松村春輔外一名御發會歌上木之義本省へ差立」云々とあり、何かしらの理由が編者側にあつたとみえて、結局刊行はされなかつたやうである。

また宮中では月並に歌會が行なはれてをり、この歌集についても刊行の伺ひがあつたやうで、この年の同日記の八月二十四日条には、銀座二丁目三番地在の桜井弥五□（判

読不能)が「月次御会歌出板之義二付」「見込みを相尋ね」た事が書かれ、また同年八月二十八日に本省から「桜井弥五〇月次御会歌板刻願之義二付照会」とも記載されてゐる。この本も編者に支障があつたのか刊行はされてはゐないものの、このやうに明治十年には歌御会始の歌集や、宮中の月次歌会の歌集の編纂刊行が企画され、それに対し宮内省はそれを承知し歓迎してゐたことがわかるのであつて、『同風集』の刊行企画もこの方針に乗つたものであつた。但し十三年以降の日記には、このやうな歌御會始の歌集の編纂に関する記事が全くなく、このやうな歌集が編まれなくなつたやうである。

また同日記から伺へる詠進についての事を指摘しておかう。

平成の今日では翌年の詠進歌のお題は、新年の歌会始のあとすぐに発表され、その締め切りは九月三十日とされてゐて、歌を作るのに十分の時間がある。しかし明治初年はさうでもなかつたのである。その一例を『御歌所日記』から見てみる。

明治八年十一月二十五日条に

一、明年一月御歌會始御兼題

／松不改色

寄書祝

右相伺之旨杉宮内少輔工申入之所 御直可伺定之 仍御直々伺之処 点之方御治定也

とあり、明治九年の勅題を二つの候補の中から明治天皇が直接選ばれ、「松不改色」の方に合点をお着けになつて御治定されたことがわかる。

また翌九年の十一月三十日条には「明治十年一月御歌會始御題御布達之義案文相添へ香川大丞工差出候」とあり、来年の勅題を全国に知らせる為の案文のことが書かれてゐる。

翌々年の十一年の十一月十五日条には

一、明治十二年御会始御題

新年祝言

右以高崎二等侍補閑済之事

一、新年御会始御題詠進布達案 本省庶務課和田義比

へ差出

とみえる。明治十二年の勅題が「新年祝言」と決まつたことと詠進歌募集の案文が本省に提出されたことが書かれてゐる。以上三点からしても、一般国民の詠進歌は十一月中旬の勅題の決定、下旬の布達を受けてからなされたことであり、一月の中頃の歌御会始まで、詠進の期間は約一ヶ月余であり、今日から考へると極めて短期間であつたことがわかる。この時期は一般国民の詠進を允許されてはゐたが、

預撰歌は一般国民とは言へ文学御用掛などの官職を有した
ものから選ばれてをり、多くの詠進歌から選ぶと云ふ作業
にかかる日子を考へる必要がなかつたのである。それにし
てもあまりにも短期間のことと思はれるのである。そして
またこの短期間で毎年約三千首ほどの詠進歌があつたこと
も考へねばならないだらう。もう一ヶ月あれば詠進歌の歌
数は更に増えたのではなからうかと思ふ反面、詠進者はほ
ぼ毎年同じやうな限られた人物であつたのかもしれない。
詠進歌数が増えるのは明治二十年代になつてからのことであつた。

五

『同風集』は兩編ともに正確な刊記を欠くが、その年の
春以降に刊行されたやうである。初編の近藤芳樹の序文は
「明治十一年三月」であり、また跋文も「三月末つかた」
とある。卷末には「明治十一年一月二十二日版權免許」の
朱印が押されてゐる。一月十八日に行なはれた歌御会始の
歌集の許可がその僅か四日後であるとはかなり周到な準備
がなされてゐたことが伺へる。

また二編の伊藤博文の題字も「明治十二年初春」とあり、
卷末には「明治十二年四月廿一日 版權免許」と刷られて
ゐる。こちらは初編と違ひ、三ヶ月後となつてゐる。本来

版權の申請には版下も差し出すものであらうから、初編は
ともかくとして、二編は四月ころには一応の編輯が終はつ
てゐたことであらう。許可が下りてから版木の制作にかか
り九月末頃には市販されたことと思はれる。小泉夢三の
『明治大正歌書年表』には初編についての記載はないが、
二編については十二年の四月の項にその名をあげてゐる。
初二編ともに歌御会始が一月の十八日⁽⁴⁾に行なはれて以来、
この刊行までには半年ほどの時間を要したことはない。
何にまれこのやうな歌御会始の歌集を売り出すとは、それ
ほどこの歌会によせる国民の関心が高かつたことの現れで
あつたといへまいか。⁽⁵⁾

『同風集』に採られた国民の詠進歌は言ふまでもなく明
治十一年、十二年の歌御会始に詠進された歌である。そし
て注目すべきは近藤芳樹の序文にもあるやうに、願ひによ
り宮内省から下賜されたものであると言ふことである。歌
集の編者が広く歌御会始の歌を詠進した者に呼びかけて、
その個人なり社中なりから、出来るだけ提出された歌を編
輯した詠進歌集がこのあと幾つか編まれるが、これはその
魁けであるとともに、その掲出歌の出所が詠進された宮内
省からの貸与であつたことが他の歌集とは違ふ性格である
と言へる。知る範囲の知友に呼びかけてのものではなく、
集められた文学御用掛の資料によつたと言ふのである。さ

うなるとここに収まる歌は当時の国民詠進の実際の状況にあるのまに伝へる資料にならうと思はれる。

但し扱ふ上で二点注意が必要となつて来る。一つは跋文にもあるやうに、「写し間違ひ」もあるやもしれないと言ふことである。これだけの歌数を短期間に写すのであるから筆耕も大変な作業で手間もかかつたはずである。これは歌のみならず、作者の氏名についても言へよう。初二編ともに校合者として「筑前國人 毛利千秋」の名が見えまた校合補助として「東京 大沼相治」の名も見える。所詮一人の手では編輯できかねる内容であつたのであらう。

今一つの問題点は、跋文にもあつたやうに、ここに載る歌が、そのときの詠進歌の全てではないと言ふことである。『同風集』を書誌の上で考へると、初編も二編もほぼ同じ丁数となつてゐて、その構成は

初編の上巻(三五丁) 中巻(三七丁) 下巻(三八丁)

二編の上巻(三五丁) 中巻(三八丁) 下巻(三九丁)

であり、二編の方が僅かに二丁増である。しかし表一を見ると歌の数は二編の方が三九首少なくなつてゐることがわかる。この丁数の僅かな増加は長歌が五首増えたことによるものである。このやうに考へると『同風集』は編輯上予め丁数が決まつてゐたのではなからうか。定価は不明だが書店で販売する以上、それなりの値段が先に決められ、そ

の価格に合ふ丁数となつたのであらう。それゆゑ跋文に、これに漏れたものは統編に編むと書いてあるのである。(残念ながら統編は編まれなかつた) 先にも触れたが一般詠進が始めて行なはれた明治七年の詠進歌数は始めてのことであつてか四〇三九首と高く、翌八、九年は三三〇九首と同数であり、明治十年は三二七〇首の歌が詠進されたのである。かう見ると明治初期の詠進歌数は三千首台の間で推移してゐて、『同風集』初二編に載せる二千三百から二千四百の数はたしかにその数からみるとやや少なく思はれるのである。かやうに厳密に言へばその年の全体の詠進の様子を示すには完全ではなく、やや難があることは確かだが、それでも明治初年の国民の詠進と言ふものの一端を示す資料になり得ると思はれるのである。

六

初二編共にここに掲載された詠進歌の内容を纏めたものが表一である。

これによると、初編には総計二四三五首の歌が載せられてゐる。ここから御製、御歌、披講された歌を除くと二四一二首(短歌は二三九七)となる。国民の詠進歌の作者氏名の脇にはその居住地が都道府県名で書かれてゐる。しかしそれも完全ではなく、書かれてゐない者もある。氏名の脇

ゐたわけではなく。長歌に対する偏見などもなかったのであつた。また女子の詠進が初二編とも一九〇人程度ゐることである。この中で初めの方に名を連ねる皇族、華族といった宮中関係の人物を除いても一五〇人ほどの女性が歌を詠進してゐるのである。徳川時代中期に興つた国学は歌に親しむ機会を与へ、歌壇が結成されては女流歌人と呼ばれる人物が排出された。この時代はまだその伝統を継いでゐたのであり、漢詩が男性の世界であるのに対し、和歌は女性も学べたのであり、女子の詠進も盛んであつたことが判る。

また、詠進者の年齢はどのやうなものであつたのであら

○表二『同風集』初二編 年長・年少者内訳

二編	初編	
	年長者	年少者
	石上敬三 85 (一人)	開拓 山崎不二磨 77 (二人)
	敬一 86 (一人)	
	三重 橋本治民 7.9	岐阜 山崎不二磨 8.6
	長野 藤澤政一郎 9.3	愛知 深見ゆた女 9.3
	茨城 田中ふさ子 10.1	長野 矢嶋岸太郎 10.4
	愛知 深見永三郎 10.7	千葉 谷下田機女 10.10
	埼玉 斎藤仁女 11	長野 小林石雄 11.4
	愛知 深見ひろ女 11.7	長崎 清田幸女 12
	長崎 陽堯女 12	長崎 渡邊ゆか 12
	高知 後藤梢女 12	(不明) 竹内菊女 12
	東京 鰯崎みち女 12.4	岐阜 山崎秋津磨 12.5
	石川 飛鳥井栄女 13 (十九人)	

うか。表一によると年齢が書かれてゐる年長者が初二編とも一名、年齢が書かれてゐる七歳から一三歳の年少者が初編二人、二編には増えて一九人も詠進してゐることである。その内訳を詳細に分析したものが表二であり、年長者は初編では八五歳の石上敬三(居住地記載なし)、二編では八六歳の敬一(姓、居住地とも不明。もしかすると前年と同名で名前の記載誤ちか)である。当時の八五歳はかなりの高齢者であつたことで、年齢を記載されても不思議ではないが、この他に高齢者の詠進がなかつた訳ではなからうが、年齢の記載がなく、高齢者は最高齢を一名と限つたのであらうか。一方、年少者は初編では七歳七ヶ月の山崎不二磨(居住地開拓=北海道)、一〇歳六ヶ月の山崎秋津磨(同じく開拓。この二人は兄弟か)。二編では七歳九ヶ月の三重の橋本治民をはじめ一三歳の石川の飛鳥井栄女まで一九人の名があり、一年で大幅な増加があつた。初編に見えた山崎秋津磨はここでは岐阜の人となつてゐる。(年齢は一年の誤差があるが同人であらう)。一〇歳以下が八人もゐることは注目してよいであらう。一〇歳未満の少年の詠進があつたのであり、この年齢は数へ年である。

今日でも歌会始の詠進に年齢の制限はないが、それは早く明治の時代に於いても同じやうに詠進が可能であつたことを示してゐる。この中で愛知の深見ゆた女、同永三郎、

○表三 府県別 掲載数（居住地ニ明記ノアルモノニヨルノミ）

編 二		編 初		
長歌	短歌	長歌	短歌	
	0		0	徳島
	0		0	香川
	14		23	愛媛
	32		16	高知
	22		46	岡山
	8		25	広島
	29		15	山口
	0		0	鳥取
	109	1	150	島根
	47	1	48	福岡
	27		22	大分
	0		0	佐賀
	42		52	長崎
	20		39	熊本
	0		0	宮崎
	57		20	鹿児島
	0		0	沖縄

編 二		編 初		
長歌	短歌	長歌	短歌	
	0		0	富山
	52		82	石川
	0		0	福井
4	110		86	長野
	6		27	山梨
2	26		46	静岡
	54		87	岐阜
	131	1	156	愛知
	43	1	47	三重
1	51		44	京都
	0		1	奈良
	20	1	13	和歌山
	40		58	大阪 （堺含ム）
	37		26	滋賀
1	34		28	兵庫

編 二		編 初		
長歌	短歌	長歌	短歌	
	12		9	北海道
1	83	1	63	青森
1	40	2	35	岩手
2	40	1	50	秋田
	30		10	宮城
	37	1	49	山形
1	63	1	72	福島
	30		27	茨城
1	11		8	栃木
1	63	1	71	群馬
1	40	1	41	千葉
	49		19	埼玉
1	205	1	129	東京
	33		36	神奈川
1	48		69	新潟

同ひろ女は兄弟姉妹であり、母深見年女（登之女とも）は三河の国学者村上忠順の女であつた。忠順は初二編とも詠進してをり、この年少者の詠進にはかやうな家庭環境があつたことと思はれる。

七

表三は居住者の名が記載されてゐる者を府県別分布に纏めた数である。初二編とも前に述べたやうに居住地が明確に分かる者も、ここではその数に含まれてゐないのでこの人数は確実な数（分布）とは言ひ難いものであるが、ある程度その傾向は伺へよう。

詠進歌数の最も多いのは東京である。これは華族の殆どが東京に住居したこととも関係があるが、人口が多いことも関連しようが、それに比して大坂や京都が少ないのはなぜであらう。地方別で見ると愛知、島根、長野などが多く、またその反面（確実な数ではないと前置きしておく）富山、福井、徳島、香川、鳥取、佐賀、宮崎、沖縄が皆無であるのも印象深い。ただ全国的に見ても北海道（開拓）から鹿児島までほぼ二十人から四十人ぐらゐの人数は確実に詠進してをり、全国に題を頒つ歌御会始のことは、「各府縣に達し、随意詠進せしめ」た明治七年から五年して、このやうな状況にあつたのである。勿論これは個人としての詠進

もあつたことであらうが、地方の歌壇など、主要な実力者がゐて、その指導をしてゐた場合にはその社中で纏めての詠進があつたのであらう。

また地方別の詠進については、この期の明治天皇の御巡幸の影響もあるかもしれない。明治九年、明治天皇は東北へ御巡幸したまうた。この時にこの地方の国民から寄せられた詩歌を宮内省が纏めたものが『埋木の花』である。また『同風集』の初編が刊行された明治十一年八月には、天皇は新潟、北陸、東海方面へ巡幸、聖駕を進めしめ給うた。この時巡幸の地の国民から献ぜられた詩歌を宮内省で編輯したものが『千草の花』である。このやうに御巡幸に併せて国民が詩歌を献上するいとなみは、この新年の歌御會始の詠進と同じ事を意味しよう。詳細な検討はまたとして、御巡幸に和歌を献じた者は新年の詠進をもしてゐるだらうと言ふことである。一例として二編に年少者として名のあつた、愛知県の深見永三郎の歌が『千草の花』に見えることである。三河の国学者村上忠順の女の嫁ぎ先である深見家は巡幸にあたり一族して歌を献じてゐるのであつて、これは歌御會始の詠進と軌を一にするものであつた。

八

編者飯山綱之助の伝は不明であり、この他に歌集の編纂

はしてゐない。宮内省にに歌を貸与してほしいと願ふなど、何かしら人脈関係があつた者なのであらうか。校合を手伝つた毛利千秋についてもその詳細はわからない。ただ千秋は明治十二年に『類題和歌聯玉集』を編纂刊行してゐる。

これは徳川時代からの名歌を類題したもので、その跋文に井上文雄の妾であつた松の戸三草子が千秋について「梶の舎のあるじ千秋ぬし年頃敷島の道に心さし深くて、その世の歌をかう集め……」とあり、号を梶の舎と言ひ、歌に興味があつた者と言へる。またこの歌集の巻頭に明治九年の歌御会始「新年望山」（但シ「新年見山」ト誤ル）の御製、御歌、以下有栖川宮幟仁親王ほか十二人の歌が掲載されてゐるのである。明治九年の御製が三年おいて十二年になつて刊行されたのも不思議であり、ややもすると版下は早く明治九年に出来てゐたのかもしれない。（但し三条西季知題字明治十二年夏、岩崎維憐の序文明治十二年五月、自序同年同月、松の戸三草子跋文同年七月である。また千秋は本歌集を『聯玉和歌今代集』と改名して刊行をしてゐるのもなぜだらうか。何れにせよ千秋は歌御会始の歌を掲載することに拘りがあつた人物であつたことが言へまいか。

このやうに見てくると当時の国民の、歌御会始の和歌に対する関心は明治初年から高かつたやうである。明治五年の歌御会始の歌は当時創刊されたばかりの新聞に掲載され、

これを受けたのか、『大日本歌書綜覧』によるとこの年に『明治五年御歌会始歌集』が刊行されてをり翌年にも『明治六年御歌会始歌集』が刊行されてゐる。また管見のかぎりでは明治八年に刊行された岡部啓五郎の編になる『明治好音集』に明治五年の歌御会始（勅題風光日々新）の御製、御歌、明治六年（勅題新年祝道、但シ新年道祝ト誤）の御製、御歌、また明治七年（勅題迎年言志）の御製、御歌が載り、さらにこの書が刊行された明治八年（勅題都鄙迎年）のものが御製、御歌以下十九首載つてゐる。これらの歌は御製、御歌をはじめ主だつた人物の詠であり、宮内省に許可を得たのではなく、先に刊行された歌集や新聞によつたのであらう。

橘東世子、同道守によつて編纂刊行された『明治歌集』にはその初編（明治九年一月刊）に明治六、七年の勅題歌、二編（明治十年八月刊）には明治八年の勅題歌、三編（明治十二年四月刊）に明治十一年の勅題歌といつたやうに第六編（明治十七年刊）までに勅題の歌を掲載してゐる。（この後は編者、橘道守は独立した『御歌会始御題詠進歌集』（初編明治二十一年）を刊行し、『明治歌集』には敢へて掲載せず。）また明治九年のものが『類題和歌聯玉集』にあつたことは先に述べた。さらに下澤保躬編の『明治花月集』（明治十一年刊）には明治十年の御製、御歌以下渡忠秋まで十九人の歌を載

よつ

[illegible]

せてゐる。そしてこの時期に本稿で扱った『同風集』初二編がある。また上田維曉編の『類題明治和歌集』は、明治十四年に刊行された物集高世の『類題採花集』をそのまま改題し、巻頭に明治十五年「河水久澄」から明治二十九年「寄山祝」までの歌御会始の歌を纏めてある。地方に目を転ずれば、明治十九年に刊行された、新潟県下の歌人の歌を纏めた『越佐歌集』の巻頭に、明治十八年の御題「雪中早梅」と断り、二十一首もの歌が掲げてある。これは実際の詠進歌であつたのであらう。別掲の明治十五年の勅題の彩色絵入りの一枚刷り（架蔵）などは、作者の詳細が判らないものの、このやうに一枚刷りとして配布したものもあり、これも当時の国民の歌御会始に寄せた思ひの表れであつたと思はれるのである。歌御会始は明治十年代半ばになると広く国民に浸透し、歌に興味ある人々の関心となつていつたのであつた。かやうに思へばこの『同風集』初二編が編まれたことも当時のこのやうな風潮を受けたものとして大きな意義があつたのであり、これが当時の国民詠進の様子を今に伝えることとなつたのである。

なほ三編が編まれなかつたのは出版といふ経済的な営みの点もあつたのであらうが、本歌集に序文を寄せ、刊行に賛意を示した御用掛の近藤芳樹が逝いたことと関係があるのではなからうかと思はれる。

(1)

このことを初め、明治初期の御歌所については宮本誓士『御歌所と国学者』に詳しい。

(2)

宮内庁書陵部公文書 明治初期のものは自明治八年至明治十一年合冊、自明治十二年至十四年合一冊がある。

(3)

明治十年の『官員録』宮内省の条に「中録 エヒメ和田義比」とある。

(4)

このころの歌御会初めは十八日に固定されてゐた。

(5)

巻末の売捌き書店をみると、初編は発売人北畠茂兵衛ほか、東京は稲田佐兵衛以下八店、大坂が柳原喜兵衛以下五店、西京が村上勘兵衛と、三都で全てで十五店。二編は更に増え、発売人北畠茂兵衛ほか一名、東京は稲田佐兵衛以下三十一店、大坂が柳原喜兵衛以下九店、西京が村上勘兵衛以下二店、尾張が片野東四郎、豊後府中の山川正三郎、肥後熊本水島貫之、雲州松江岡清介と四十八店となつてゐる。本書の需要が全国にあつたこととなり、国民が広く歌御会始めに関心を抱いてゐた証しとらう。

(6)

例へば彈舜平編『御代の花』（明治十六年を初編とし、明治二十九年十二編まで）、大塚眞彦、橋本信行編『明治十七年御歌会歌集』、京都の邦光社における『邦光唱歌集』、橘道守の『御歌会始御題詠進歌集』（初編明治二十一年）など。

(7)

居住地の記載はないがその所在が思料される主な人物（東京在住と思料される者 公家、大名の華族多数。猿渡盛章、猿渡盛愛、大久保忠保、平岡好國、吉野義巻、

松浦辰男、三田朝花尼、柴田花守、古川躬行、（京都在住と思料される者）大橋長薫（大阪在住と思料される者）

滋岡従長、（秋田在住と思料される者）北原雅長（埼玉在住と思料される者）栗原茂景、栗原正景（神奈川在住と思料される者）

尾高高雅（島根在住と思料される者）千家尊福、千家尊澄、北島全孝、北島若麻呂、名和大年（三重在住と思料される者）

橋村淳風、木戸野勝隆（山口在住と思料される者）黒神直臣（静岡在住と思料される者）小国重友（福岡在住と思料される者）

船曳鐵門（長崎在住と思料される者）中島広行、坂本秋郷、坂本秋稲（熊本在住と思料される者）

長瀬幸室

教道職として見える主な名は秋山光条、新居守村、井上頼寿、江刺恒久、落合直亮、久米幹文、黒神直臣、近藤芳介、坂本秋郷、佐伯利麻呂、猿渡盛愛、滋岡従長、柴田顕光、柴田花守、下澤保躬、寺井種清、中村守手、名和大年、福岡季連、船曳鐵門、宮西諸助、本居豊頼、山田衛居など

(8)

私の手元に和歌山の日前國懸社の神職社中（紀尚俊ほか十人）が明治七年の歌御會始に詠進した控へがある。

(10)

版權免許は同年三月二十九日 毛利千秋の住所は「赤坂福住町壱番地寄留」とある。

本稿をなすにあつて『御歌所日記』の閲覧を許された宮内庁書陵部に御礼申しあげます。

（東京都立小岩高等学校主任教諭 博士（神道学）